一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　妓王井川支流
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線、標柱十三号と十四号を明治三十一年内務省告示第七十五号で指定した同号に掲げる字三上山の土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十四号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　滋賀県野洲市三上
　字山出　四一二番四
　　四一二番二
　　四一二番
　　四一二番地先道路敷
　　四一二番一地先道路敷
　　四一二番一
　　四〇二番
　　四一一番四

○国土交通省告示第二百十一号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
　平成二十九年三月二十二日
　　国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　家元谷川
二　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路の内その接している区間の河川敷及び道路敷
　岡山県真庭市上
　字家元奥　三一六番及び三一七番
　　三一二番
　　三一一番
　字柳ケ峪　三一八番から三二〇番まで
　　三四〇番
　　三六二番
　　三六四番
　　三六六番及び三六七番
　　三七一番及び三七二番
　字柿峪　三二六番
　　三三五番
　　三六一番
　　三七〇番
　　三七三番及び三七四番
　　三二八番及び三二九番
　　三三三番
　　三三九番一
　　四一一番
　　四〇三番
　　四四番一
　　四四六番
　　四七番一から三四七番四まで
　　四八番から三五〇番まで
　　三五一番一から三五一番三まで
　　三五二番一及び三五二番二
　　三五五番
　　三五九番
　字広せ
　　三六九番
　　三八二番
　　三八六番及び三八七番
　　三八三番から三八五番まで
　字林ノ下
　字大なる
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
　岡山県真庭市上
　字家元奥　二五四番　一号及び二号
　　三〇六番四　八号
　　三一一番　七号
　　三一四番　四号
　　三一七番　五号
　字奥畑　三〇九番二　三号
　字柳ケ峪　三六七番　六号

○国土交通省告示第二百十二号

　砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
　平成二十九年三月二十二日
　　国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　松原渓流
　(二)　砂防法第二条の土地の表示
　山口県阿武郡須佐町大字須佐字丸嶽地内三等三角点丸岳を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　基準点から二七度一五分一七秒　一号
　七八六・一九九メートルの地点
　標柱一号から七三度一五分二二秒　二号
　三五・一四八メートルの地点
　標柱二号から一度五五分四三秒　三号
　一三・七九二メートルの地点
　標柱三号から三三四度〇三分〇〇秒　四号
　二〇・二二二メートルの地点
　標柱四号から七度五八分四一秒　五号
　一七・七七九メートルの地点
　標柱五号から三〇一度〇四分二七秒　六号
　二一・六一六メートルの地点
　標柱六号から一一度四七分〇七秒　七号
　七三・七四五メートルの地点
　標柱七号から八四度一七分一一秒　八号
　六一・八三二メートルの地点
　標柱八号から一一七度二九分四一秒　九号
　二五・七一三メートルの地点
　標柱九号から一九二度〇八分四六秒　十号
　四七・〇四八メートルの地点
　標柱十号から二二六度〇五分三八秒　十一号
　六九・一五八メートルの地点
　標柱十一号から一八六度〇九分五五秒　十二号
　五三・七〇七メートルの地点
　標柱十二号から二七六度三四分一三秒　十三号
　一四五・八三〇メートルの地点
　標柱十三号から三三〇度〇一分四四秒　十四号
　一五・六二九メートルの地点
　標柱十四号から一〇九度二八分四二秒　十五号
　三〇・八〇二メートルの地点
　(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　紫福渓流
　(三)　砂防法第二条の土地の表示
　山口県阿武郡福栄村大字紫福字火渡四五〇番一地内三等三角点戸板を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
　基準点から三〇〇度五四分三八秒　一号
　六三五・〇四六メートルの地点
　標柱一号から三三度五七分〇四秒　二号
　二五・三二二メートルの地点
　標柱二号から七〇度五八分〇六秒　三号
　八一・一三四メートルの地点
　標柱三号から一六度二六分一〇秒　四号
　五一・一三四メートルの地点
　標柱四号から八〇度五二分二四秒　五号
　四七・五八五メートルの地点
　標柱五号から一二九度一三分三九秒　六号
　一四〇・三八九メートルの地点
　標柱六号から二二五度四一分四三秒　七号
　四〇・一四五メートルの地点
　標柱七号から二六六度四九分一五秒　八号
　一〇〇・八四六メートルの地点
　標柱八号から三四五度一五分五二秒　九号
　六〇・六〇〇メートルの地点

○環境省告示第二十九号

　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十四号ハの規定に基づき、次の区域を指定する。
　平成二十九年三月二十二日
　　環境大臣　山本　公一

一　区域の所在地　愛知県知多郡武豊町字竜宮二番の地先
二　区域　次に掲げる点アからエまで及びアを順次結んだ線によって囲まれた区域
　ア　東大高四等三角点（北緯三四度五〇分一秒　五二三〇、東経一三六度五四分五四秒八四三一）から一二六度三五分一六秒一三〇五・七五メートルの点
　イ　アから九一度三七分三四秒五三六・三一メートルの点
　ウ　イから一八五度三七分三四秒四五〇・〇〇メートルの点
　エ　ウから二七一度三七分三四秒五三六・三一メートルの点

○環境省告示第三十号

　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第三十三条第一項の規定に基づき、汚染状況重点調査地域の指定を解除したので、同条第二項において準用する同法第三十二条第四項の規定に基づき、次のとおり公告する。
　平成二十九年三月二十二日
　　環境大臣　山本　公一

一　汚染状況重点調査地域の指定を解除した年月日
　平成二十九年三月二十二日
二　汚染状況重点調査地域の指定を解除した区域
　群馬県の区域のうち、安中市及び中之条町の区域